

自治区制度等庁内検証会議報告書要約版 2〔制度の課題等と改善方策部分〕

制度の現状・課題・問題点	制度の改善方策
<p>(1) まちづくり協議会</p> <p>①役割</p> <p>ア 「自治区内事業の今後のあり方について」を諮問しているが、長期的視点での協議につながらない傾向にある。</p> <p>イ 協議会独自の発意による事項の審議とその後の意見・要望提出を期待。</p> <p>ウ 特に地域の意見が必要な場合、協議会に意見を求めるなど連携を図っている。</p> <p>エ 総合計画の自治区の整備方針に沿って、各自治区のまちづくりを進める必要がある。</p> <p>オ 地域活動を担う各種団体との連携が十分でない。</p> <p>「協議会の役割や議論が見えにくい」等の市民意見がある。</p> <p>②選任</p> <p>公共的団体推薦者、識見を有する者、公募による者で15人の委員を構成。女性委員は3割で、平均年齢は各協議会ともに50歳台。女性のさらなる登用や若年層からの選任等が課題。</p>	<p>(1) まちづくり協議会</p> <p>①役割</p> <p>ア 各自治区が持つ特色や歴史を背景とした地域づくりについて諮問。</p> <p>総合計画に沿った事業について、一步先を見据えた協議を検討。</p> <p>イ 答申だけでなく、これからは自ら協議し市長等に意見・要望を行うことが重要な役割。</p> <p>ウ 審議会を設置していない分野や住民目線の意見が必要な場合、協議会に意見を求め、議論することが可能。</p> <p>エ 総合計画を基本に意見を聞き、地域にとって優先度の高い事業を選択。</p> <p>オ 協議会意見要望のうち、地域住民団体ができるものはそこが実行し、地域住民団体の意見は協議会で協議され市政に反映される相互関係が望ましい。</p> <p>地域住民との懇談会に委員も同席して意見交換を行うことが必要。</p> <p>②選任</p> <p>地域住民団体との連携強化のため、委員の選任方法や委員数について改めて検討が必要。</p> <p>③住民協働との関連</p> <p>委員を中心に、端野・常呂・留辺蘂自治区に一つずつ地域住民団体を束ねマネジメントする組織ができることが望ましい。</p> <p>北見自治区では、設立途上の住民協働組織との連携について研究する必要がある。</p>
<p>(2) 自治区長</p> <p>①行政の動き</p> <p>副市長2人提案について、まちづくりトーク等では賛否両論があった。</p> <p>自治区長不在期間が続いたが、市長が行事すべてに出席することは難しく、総合支所長が代理することもあった。</p> <p>②市民の動き</p> <p>自治区設置条例の無効等についての陳情、副市長と自治区長の兼職をめぐる住民監査請求、副市長給与返還請求住民訴訟などが提起。</p>	<p>(2) 自治区長</p> <p>自治区長が各種会議・行事に出席できないことへの地域住民の不安があり、現状の1人では対応が難しい。</p> <p>現状の副市長定数4人(=自治区長)については、組織全体を考慮し検討することが必要。</p> <p>自治区長制度は、今後さらに地域住民と意見交換しながら実施することが望まれる。</p> <p>自治区設置条例で明確にされていない点は、市民への説明責任を果たす上からも明確にする検討が必要。</p>

(3) 総合支所

①組織

ア 総合支所では技術系等専門職員の配置人数が限られ、単独育成が不十分。

総合支所としての機能が適切に果たせる職員配置が必要。

イ 執行委任の業務範囲の解釈の一部に相違があり、総合支所の事務事業への本庁の関わり方が部局によって差。

ウ 各自治区の将来像の検討のため、本庁と総合支所が一体となって企画立案ができる体制強化が必要。行政区域を超えた広域的イベントの対応と実施体制のあり方が課題。

エ 合併事務事業項目は、227項目中225項目が調整完了済。

②業務

ア 窓口・相談業務では、少人数で多岐の業務を担当するため、職員の技能向上が必要。

イ 地域振興業務では、旧町が取り組んできた自治体独自の事業がある。様々な事情や背景で合併後も存続しているものも多く、地域振興事業を今後どのように進めていくのが課題。

ウ 財産管理業務では、総合支所と本庁の役割分担の認識が曖昧で混乱を生じているケースがあり、統一的な整理を要する。

エ 危機管理業務では、職員が減少している中、総合支所の職員だけでは十分な対応ができないことが想定され、災害種別や地域特性を踏まえた緊急時応援体制づくりが課題。

③予算

ア 総合支所が所管すべき自治体の予算権限の必要性は、執行委任制度導入経過を踏まえ検討・判断する必要がある。

イ 3自治体に係る予算の議会対応が3総合支所のみで行っているが、本来のオール北見としての意識を薄れさせるもの。本庁と総合支所が一体となった議会対応を検討する必要がある。

ウ 地域振興基金や自治体指定寄附金の自治体振興に向けた有効活用を図る必要がある。

エ ソフト事業に過疎対策事業債が充当できるようになったことから、3自治体において有効活用策を検討する必要がある。

(3) 総合支所

①組織

ア 本庁で対応可能な部局は、本庁集約化の検討が必要。

引継体制の確保と計画的な職員配置が必要で、本庁・総合支所間の積極的な人事異動は、一体感を高める。

イ 本庁部局と総合支所は、組織規則の趣旨を踏まえ、連携を図り各自治体の事務に深く関わっていくべき。

ウ 広域イベントは本庁所管部と総合支所が連携して実施し、全市的な盛り上げを助長する必要がある。

エ 調整室と総合調整会議は5年を経過し、一定の役目を終え、廃止が可能。

②業務

ア 電子決裁やテレビ会議システムの導入で、より効率的な組織体制を構築。

イ まちづくり協議会、町内会、各種団体の意見を尊重しながら、本庁と総合支所が一体となった事務事業推進体制づくりが必要。

ウ 財産管理は、施設に近い総合支所が管理することで迅速な対応が可能（特に道路や河川）。

エ 災害時には、本庁危機管理室と総合支所の連携を密に、迅速な応援体制の構築が必要。

③予算

ア 総合支所の直接予算も、本庁所管部で集約し、必要に応じ執行委任を行うことが可能。

イ 予算を本庁所管部に集約し、予算・決算を通じ、議会説明を含め、市全体の調整を図りながら対応することで、適切な市民対応が図られる。

ウ 地域振興基金、自治体指定寄附金の充当で各自治体が優先する事業を実施できる仕組みの構築が可能。

エ 過疎対策事業債ソフト事業枠の有効活用について、具体的な検討が必要。